

施策を推進するために、施策ごとの基本方針やその展開、成果を図るための指標などについて、以下の位置づけで示します。

◆基本方針

施策の基本的な方針を示します。

◆施策を進めるにあたって

施策を進めるうえで、必要な取組や課題を示します。

◆施策の展開

基本方針に基づいて、施策を主としてどのような手段で展開するか、その具体的な取組内容を示します。

また、「重点推進プロジェクト」に関連する施策については、該当項目の下に、計画期間内において重点的に取り組む事項を記載しています。

◆成果指標

施策の目的がどの程度達成されているかを図りながら、着実な進行管理を行うため、施策ごとにいくつかの「成果指標」を設けます。指標には、以下のような「基準値」と「目標値」を掲げます。

【基準値】 平成23年3月末の数値を基準として、その時点での数値を掲げます。基準年次をそれ以外とする場合は、()書きで基準時点を示します。

【目標値】 平成29年3月末を目標として、その時点での数値を掲げます。目標年次をそれ以外とする場合は、()書きで目標時点を示します。また、数値として目標を設定することが困難な場合には、矢印の表示によって方向性を示します。

◆市民と共にまちづくり

『協創でつながるまち』を基本理念として市民と共にまちづくりを進めるために、まちづくりへの市民の関わりや積極的な参加を促すものとして示します。

※ここでいう「市民」とは、市内に住んでいる人のほか、働いている人、学んでいる人、事業を営んでいる人をいいます。また、事業や活動を行う法人その他の団体も含まれます。

政策目標 I - 1 地球の未来を思い、多様な自然を尊重するまち【自然との共生】

主要な施策 I - 1-1 自然環境の保全

◆基本方針

豊かな自然を守り育て、自然とふれあえる環境を将来にわたって継承していくために、市民一人ひとりが自然を大切に思い、自然と共生したまちづくりを推進します。

◆施策を進めるにあたって

身近な自然を守るためには、自然保護の効果的な対策と地域住民の協力を得ることが不可欠です。

森林資源や河川の保全に努めるとともに、自然環境の大切さについての理解を深められるよう、多くの人々が自然と親しむことができる機会を創出する必要があります。

◆施策の展開

①環境保全意識の高揚

環境保全に関わる広報活動や環境学習を積極的に推進し、市民の環境保全意識の高揚に努めます。

②自然保護・環境美化活動の推進

豊かな自然にふれあえる場を守るため、河川、海岸、里山の周辺での市民や市民活動団体と連携した環境美化運動などを積極的に推進し、自然保護や環境美化の取組の定着化とボランティアの支援に取り組みます。

③森林資源の保護


災害防止や水源の涵養を図るため、松くい虫など病害虫の防除を進めるとともに、広葉樹の植林などに取り組み、森林資源を保護します。

④公害問題などへの対応

土器川などの主要河川の水質調査を継続して実施し、水質の現状把握に努めるとともに、関係機関と協力して水質改善に向けた取組を推進します。

また、騒音や悪臭などに対しても、定期的な環境調査の実施による監視に努めることで、公害の未然防止を図ります。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「海、河川、山林などの自然環境の保全」に対する市民満足度	51.3%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
ふれあい環境探検隊*の参加者数	100人	160人	1年間に市が実施した環境教育の取組に参加した人数
河川のBOD*環境基準達成率	37.5%	100%	4河川8地点での水質測定により基準を満たしている箇所割合
環境騒音の環境基準達成率* ①一般地域 ②道路に面する地域	①100% ② 60%	①100% ②100%	①5測定局②10測定局での騒音測定により基準を満たしている箇所割合

◆市民と共にまちづくり

- 身近な水辺や里山などの自然環境を大切にしましょう。
- 環境美化・保全活動や環境学習に積極的に参加し、自然や環境を保全する意識を高めましょう。
- 事業者は、公害関係法令を遵守して事業活動を行いましょう。

*ふれあい環境探検隊：本市が、子どもから大人まで体系的な環境教育を推進するために、身近な自然に接する機会のひとつとして行っている取組で、自然観察会、水辺の教室などがあります。

*BOD(英: Biochemical Oxygen Demand; 生物化学的酸素要求量): 水中の有機物を好気性細菌が酸化分解するのに要する酸素量であり、河川の水質指標として用いられるものです。

*環境騒音の環境基準達成率: 工場騒音、建設騒音、自動車騒音などすべての騒音が、測定地点において、環境基本法に基づく、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持させられることが望ましいとされる基準を満たしているかどうかを示すものです。

主要な施策 I -1-2 環境に配慮した社会づくり

◆基本方針

社会経済活動の拡大やエネルギーの大量消費など人間の生活に起因する環境問題は、地球規模の広がりを見せ、深刻さを増しています。地球の未来のために、市民・事業者・行政が一体となって、環境問題の解決に向けた取組を積極的に進めます。

◆施策を進めるにあたって

東日本大震災以後、電力事情が逼迫したことにより、市民生活や事業活動においては、とりわけ節電の動きが広くみられるようになってきています。この動きを持続し、より省エネルギーのライフスタイルを定着させることが重要です。

また、国の進める「緑の分権改革^{*}」のなかでも、地域で再生可能エネルギー^{*}などを活用した低炭素社会への転換が提唱されており、原発への依存度の低減などエネルギー政策の見直しを求めるニーズも高まっていることから、それらの新たな取組やニーズへの対応が必要です。

◆施策の展開

①環境に配慮した生活や事業活動の推進

家庭や事業所に対して、環境にやさしい事業所推進事業^{*}や緑のカーテン普及事業を推進することで、低炭素社会^{*}の実現に向けた取組の拡大を図ります。

②新エネルギーなど^{*}の利用促進

住宅用太陽光発電システムの設置補助など資源制約が少なく、環境にやさしいエネルギーの利活用を促進するとともに、「緑の分権改革」など国の政策に対応した取組について検討します。

③地球環境に関する情報の提供と人材育成

地球温暖化問題に関する基礎的な知識や様々な温暖化対策について、学校における環境教育などを通じてあらゆる世代の人々に浸透するように努めます。


また、持続可能なまちづくりに関する広範な知識を持ち、多角的な視点から家庭内や企業活動にともなう温室効果ガス^{*}排出量削減のアドバイスを提供できる人材の育成に努めます。

④市役所内の率先した取組の実施

「環境保全率先実行計画^{*}」のもと、市役所自らが率先して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に向け、照明や空調の省エネルギー対策や公用自転車の活用など環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりに率先して取り組みます。

また、公用車の買い換えの際は、環境負荷の少ない低公害車を優先的に購入するなどグリーン購入法^{*}に則った調達に努めます。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「省エネルギーや新エネルギー使用の推進」に対する市民満足度	33.9%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
住宅用太陽光発電システム設置補助件数	413件	1,250件	設置補助の開始時からの累計補助件数
公用自転車の活用によるガソリン削減量 [*]	—	3,300ℓ	計画期間（平成24～28年度）内の累計削減量

◆市民と共にまちづくり

●自動車のアイドリングストップの実践や公共交通機関、自転車の積極的利用、節電など省エネルギーと自然環境に配慮した日常生活や事業活動に努めましょう。

※**緑の分権改革**：地域主権型社会の確立のために総務省が進める取組で、豊かな自然環境、再生可能なエネルギーなど地域資源を最大限活用する仕組みを行政、市民、NPOなどの協働・連携によりつくり、地域の活性化、絆の再生を図るものとするものです。

※**再生可能エネルギー**：「絶えず資源が補充されて枯渇しないエネルギー」「利用する以上の速度で再生するエネルギー」という意味で、具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、バイオマスなどが挙げられます。

※**環境にやさしい事業所登録制度**：事業所が自主的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを促進するために市が実施する制度のことです。

※**低炭素社会**：二酸化炭素の排出の少ない社会のことで、地球温暖化防止のために、このような社会を構築することが求められています。

※**新エネルギーなど**：石油代替エネルギーとして、導入・普及の促進が特に必要とされるエネルギーのことで、政令で指定されているバイオマス熱利用・発電・燃料製造、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電、中規模水力発電のほか、クリーンエネルギー自動車、ヒートポンプ、燃料電池、天然ガスコージェネレーションなどが挙げられます。

※**温室効果ガス**：二酸化炭素、メタン、フロンガスなどの地表から放出される赤外線を一旦吸収し、大気の上昇させる作用を持つ大気中の微量気体のことです。

※**環境保全率先実行計画**：市自らが率先して環境保全にかかる行動を実践していくために、平成19年5月に策定された計画で、環境にやさしいエコオフィスづくりをめざして、様々な方針や事項が示されています。

※**グリーン購入法**：循環型社会の形成のためには、再生品などの供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されました。同法は、国などの公的機関が率先して環境物品など（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品などに関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することをめざしています。

※**公用自転車の活用によるガソリン削減量**：国土交通省「ガソリン乗用車の10・15モード燃費平均値の推移」による平成21年度の平均燃費17.8km/ℓを用いて、公用自転車の走行距離分を乗用車で走行した場合のガソリン消費量を算出したものです。

主要な施策 I -1-3 廃棄物の適正処理と再資源化

◆基本方針

廃棄物の減量化やリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する、環境への負荷の少ない循環型社会*の形成をめざします。

◆施策を進めるにあたって

ごみ減量化やリサイクルの一層の促進のための啓発活動などを通じて、消費を抑えたライフスタイルへの転換を図る必要があります。

また、ごみ減量化やリサイクルに対応できるよう、ごみ収集・処理体制の充実に取り組む必要があります。

◆施策の展開

①効率的なごみ収集・処理体制の確立

ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制を確立し、広報活動などを通じて分別排出の徹底に努めます。

また、ごみ収集・処理方法を見直し、より効率的にごみ減量化やリサイクルを推進できる体制を確立します。

②ごみ減量化やリサイクルの促進

広報紙やホームページなどによる周知や事業者への説明会の実施、地域における推進団体の育成などを通じ、市民・事業者・行政のそれぞれが役割を分担して、発生抑制に重点を置いた3R*を促進します。

また、ごみ減量化対策の一環として、現在ごみとして廃棄されているものの資源化や分別の有効性を検討します。

③ごみの不法投棄の防止

ごみ減量等推進員やコミュニティなどと連携して、不法投棄の監視体制の強化を図り、豊かな環境の保全や循環型社会の構築のために、不法投棄撲滅をめざします。

④し尿処理体制の充実

長期的な視野に基づき、点在する汲み取り家屋を効率的に収集できるよう、し尿処理体制の充実に努めます。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「ゴミやし尿の収集処理に関する取組」に対する市民満足度	74.2%	▲ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
「ゴミの減量化やリサイクルに関する取組」に対する市民満足度	67.9%	▲ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
1人1日あたりのごみ排出量	865g/人・日	815g/人・日 (平成27年度)	クリントピア丸亀に搬入されたごみの総量から算出した数値
資源ごみ収集率	21.5%	22.0% (平成27年度)	ごみの総収集量*のうち資源ごみ収集量の占める割合
リサイクル率	17.5%	20.0% (平成27年度)	ごみの総排出量*のうちリサイクルした量の占める割合

◆市民と共にまちづくり

- ごみを適正に分別し、ごみの減量化とリサイクルに努めましょう。
- 資源ごみの回収など地域の活動に進んで参加しましょう。
- 事業者は、廃棄物の排出の抑制と資源化の促進に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しましょう。

*循環型社会：大量生産、大量消費、大量廃棄物社会に代わって、ライフスタイルの見直しなどにより、資源を効率的に利用してごみを出さないこと、出してしまったごみは資源として有効利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分するといった効率的に資源が循環する社会のことをいいます。

*3R：廃棄物などの発生抑制（英：Reduce：リデュース）、再使用（英：Reuse：リユース）、再生利用（英：Recycle：リサイクル）の3つの頭文字からとった言葉で、前から優先的に取組を進めていくことが必要とされています。

*ごみの総収集量：市が収集したごみの総量のことです。

*ごみの総排出量：市又は市指定許可業者が収集したごみの総量に、事業所や家庭などから、直接搬入されたごみの総量を加えたものことです。

主要な施策 I -1-4 緑のまちづくりの推進

◆基本方針

市民の暮らしと身近な緑を結びつけることにより、緑への愛着や心の豊かさを育み、人も緑も豊かに育つまちづくりを進めます。

また、地域住民との連携のもと、公園や緑地の適切な整備と維持管理を進めることにより、生活に潤いと安らぎをもたらします。

◆施策を進めるにあたって

緑を守り、育てていくためには、市民の緑に対する意識を高め、緑の活動を促進する仕組みづくりが必要です。

また、中心市街地も含めたあらゆる場所で緑とふれあえる環境を整えるため、公共スペースの緑化などが求められています。

◆施策の展開

①緑化の推進

公共性の高い場所の緑化を推進するとともに、市民やNPO、事業者などが積極的に緑化推進を行えるよう支援します。

また、緑に関わるボランティア活動に参加しやすい環境づくりや情報提供の充実を図ります。

②公園緑地の整備と適切な維持管理

「緑の基本計画」に基づき、防災・防犯機能を備えた公園緑地の整備やユニバーサルデザイン*の普及など安全安心の確保を追求するとともに、計画的な維持管理によって公園施設の長寿命化を図ります。

また、地域住民と協力して公園、緑地、街路樹などの適切な維持管理を行います。

重点推進プロジェクト

- 〈重点課題1-①〉 東汐入川緑道公園・丸亀市総合運動公園の整備
- 〈重点課題1-④〉 公園の安全性確保


③緑の活動のネットワークづくり

緑化活動を行っている市民や団体などが、お互いに情報交換を行い、有機的につながっていることを実感できるネットワークづくりを推進します。

④緑に関わる人材の育成

緑に関する教育を充実させることで、市民の緑に対する関心を高め、緑を大切にすることを醸成するとともに、高い知識や技術を持つ人材の育成に努めます。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「公園、緑地の充実・維持管理に関する取組」に対する市民満足度	57.6%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
緑化推進事業の開催回数	8回	15回	1年間に市が主催、共催、協賛など何らかの形で関与した事業数
公園ボランティア団体数	13団体	20団体	ボランティアで公園や緑地の清掃などを行う団体数
市民1人あたりの公園面積	36.2㎡	37.4㎡	都市公園の総面積/人口

◆市民と共にまちづくり

- 緑の大切さを理解し、進んで緑化推進活動に参加しましょう。
- 公園に親しみ活用するとともに、地域の公園は地域で管理するように努めましょう。
- 事業者は、会社の敷地などの緑化に努めましょう。

*ユニバーサルデザイン：文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずにあらゆる人が利用することができる施設、製品、情報の設計のことです。

政策目標 I-2 まちの歴史・文化を学び、未来に伝えるまち【歴史・文化の継承】

主要な施策 I-2-1 歴史的資源の保存と活用

◆基本方針

本市は、丸亀城や笠島伝統的建造物群保存地区、快天山古墳など多様な歴史的遺産を有しています。これらの価値を理解し、市の大切な財産として未来に伝えるために、積極的な保存活動に取り組むとともに、多くの市民や観光客が訪れる学習・観光資源として活用します。

◆施策を進めるにあたって

歴史的遺産や文化財の価値を後世に伝えるための保存活動を継続していくとともに、それらの資源を、教育や観光など多方面に生かすための取組が求められています。

また、市民の郷土に対する愛着や誇りを醸成するために、価値ある歴史的資源を広く伝えていくことが必要です。

◆施策の展開

①文化財の保護

市内に所在する史跡や歴史的建造物などの重要な文化財について、計画的な保存整備に努めるとともに、防火・防災などの安全対策の充実を図ります。

②文化財の活用

郷土への理解や愛着を深めるとともに、文化財保護に対する関心を高めるため、全国的なネットワークも活用しながら、資料館の展示や企画展、その他講座などの充実を努めます。

また、文化財を貴重な歴史文化にふれることができる財産として、観光や教育など各種事業と連携して活用します。

③丸亀城の整備

高さ日本一の石垣に鎮座して400年の歴史を刻む丸亀城を丸亀のシンボルとして後世に引き継ぎ、いつまでも多くの人々が集う憩いの場とするために、整備復元に取り組めます。

重点推進プロジェクト

〈重点課題3-②〉丸亀城の整備と活用

④金毘羅街道の整備

金毘羅参りで栄えた歴史を持ち、歴史的遺産の点在する「こんぴら湊－丸亀街道ゾーン^{*}」を地域のまちづくり資源として整備し活用します。

重点推進プロジェクト

〈重点課題3-②〉こんぴら湊－丸亀街道ゾーンの整備と活用

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「名所や文化財の保護・活用に関する取組」に対する市民満足度	67.5%	↑ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
金毘羅街道沿いの景観に対する満足度	31%	↑	こんぴら湊－丸亀街道ゾーンの整備にかかる住民アンケートの結果による
資料館の入館者数	22,775人	25,000人	1年間に資料館に入館した人数
笠島まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数	5,455人	6,500人	1年間に笠島まち並保存センター・塩飽勤番所跡を訪れた人数
市指定文化財の修理事件数	－	5件	計画期間（平成24～28年度）内の累計件数

◆市民と共にまちづくり

- 文化財を通じて、郷土の歴史や文化を学びましょう。
- 文化財の保護や整備に協力しましょう。

^{*}こんぴら湊－丸亀街道ゾーン：江戸時代中期に盛んになった金毘羅参りで、人々は金毘羅五街道を歩いて金毘羅さんをめぐりました。そのうち最も栄えたといわれる丸亀街道（太助灯籠から琴平の高灯籠まで）のうち、特に丁石や道標などの文化遺産が点在している太助灯籠から中府の大鳥居や丸亀城などを結ぶ約5kmの周遊ゾーンのことです。

主要な施策 I -2-2 文化芸術の振興

◆基本方針

あらゆる世代が文化芸術にふれる機会を拡充し、豊かな感性や創造力を育むため、文化施設の充実や文化団体の育成を図るとともに、地域に残る伝統的文化芸術の保存・継承に努め、総合的な文化振興を図ります。

◆施策を進めるにあたって

文化芸術に関する活動の場や鑑賞機会を拡充するための環境を整備するとともに、文化の裾野を広げるために市民団体などの育成、支援を進める必要があります。

また、伝統文化の継承の取組を地域の連帯や世代間交流を進めるためのツールとして活用することが重要です。

◆施策の展開

①文化施設の整備と活用

市民会館、綾歌総合文化会館、猪熊弦一郎現代美術館などの文化施設の維持管理を進めるとともに、運営体制の充実を図り、市内外の人々が優れた文化芸術にふれるための場所として積極的に活用します。

②文化芸術に接する機会の拡充

あらゆる世代において、多様な文化芸術に接する機会が得られるよう、興味や理解を深めるための講演会などの充実を図るとともに、子どもの豊かな感性を育むため、学校教育などにおける文化芸術の学習機会の拡充を図ります。

重点推進プロジェクト

〈重点課題2-①〉芸術鑑賞教室の開催

③自主的な文化芸術活動の推進

各種文化・芸術団体の育成・支援に努めることで、市民の自主的な文化芸術活動の一層の活発化を促します。

また、文化芸術活動の発表の場となるイベントの実施や市民会館・綾歌総合文化会館などでの自主文化事業の開催などを支援し、地域に根づいた文化芸術の振興に努めます。


重点推進プロジェクト

〈重点課題3-②〉まるがめ文化芸術祭の開催

④伝統文化の保存・活用への支援

先人が築き上げた、暮らしに彩りを与え、人の心を豊かにする民俗芸能などの伝統的な文化を後世に伝えていくとともに、それらを活用して、地域における連帯感や世代間交流が生まれるよう支援します。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「芸術や地域文化の継承や振興に関する取組」に対する市民満足度	61.3%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
猪熊弦一郎現代美術館の入館者数	98,626人	100,000人	1年間に猪熊弦一郎現代美術館に入館した人数
芸術鑑賞教室*の実施回数	9回	12回	1年間に芸術鑑賞教室を実施した回数

◆市民と共にまちづくり

- 美術館などの施設を訪れることにより、文化や芸術に興味を持ちましょう。
- 文化振興や文化交流のためのイベントに積極的に参加しましょう。
- 伝統文化を後世に継承できるよう努めましょう。

*芸術鑑賞教室：市内の小中学校の児童生徒を対象に行っている音楽などの鑑賞体験教室のことです。

政策目標Ⅱ-1 日常生活が便利で快適なまち【生活環境の整備】

主要な施策Ⅱ-1-1 適正な土地利用と良好な住環境の形成

◆基本方針

快適で潤いのある生活を確保するために、地域特性を生かし、自然と調和した適正な土地利用と良好な住環境整備を進めます。

また、将来の人口動向や地域特性を考慮しながら、長期的計画に沿って、都市機能の集積を図るとともに、城下町独特の美しく個性的な風景を守り、まちの魅力として引き出せるような景観形成に努めます。

◆施策を進めるにあたって

本市の恵まれた田園環境を保全し、かつ、良好な生活環境を将来にわたり維持するために、長期的視点に立って、適切な土地利用を誘導する必要があります。

また、効率的な都市整備を進めるために、既存のストックの活用や中心市街地の再生などに取り組むことが必要です。

近年、屋外広告物類の氾濫などにより、都市景観との調和や地域ごとの特色が失われつつあり、市民や事業者の理解と協力のもと、潤いや安らぎのある景観づくりと住みやすい住環境の保全が必要です。

◆施策の展開

①適正な土地利用の推進

「都市計画マスタープラン^{*}」に基づき、地域の特性に応じた適正な土地利用の推進と都市基盤の整備を進めるとともに、土地利用関連計画や関連法、条例などに則った土地利用を誘導することにより、無秩序な開発行為や土地利用の未然防止に努めます。

②中心市街地の活性化と街なか定住の促進

古くから城下町として栄えた中心市街地に、再び賑わいを取り戻すために、地域資源や既存の都市基盤を最大限に生かした住みよい環境を整えるとともに、「街なか定住」を促し、中心市街地の空洞化抑制と活性化に努めます。

③美しい都市景観づくり

本市の特色を生かした個性的で美しい景観づくりに向け、市民や事業者の理解と協力を得ながら、「景観計画」に基づく都市景観の形成に努めます。

④良質な住宅地と市営住宅の確保



移住や定住の促進とあらゆる人々が安心して暮らせる快適な居住環境の形成に向け、民間による良質な住宅開発や民有地・空家などの適正管理を促します。

また、市営住宅の計画的な予防保全と良好なストック^{*}の維持形成を図ります。

⑤地籍調査の推進

地籍調査事業は、境界をめぐるトラブルの未然防止や災害発生時の復旧活動の迅速化、公共物管理の適正化、土地の有効活用などにおいて、その効果が期待されることから、市内全域の土地を対象として計画的に調査を進めます。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「無秩序な都市の拡大防止と良好な市街地の整備」に対する市民満足度	40.8%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
「景観に配慮したまちづくりに関する取組」に対する市民満足度	54.8%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
中心市街地（都市計画マスタープランで定めた区域）の人口	14,149人	14,200人	中心市街地地域の常住人口
地籍調査の進捗率	42.2%	50.0%	市総面積のうち地籍調査済面積の占める割合

◆市民と共にまちづくり

- 良好な住環境の維持形成に努めましょう。
- 事業者は、地域特性に配慮し、適正な土地利用と良好な景観形成に努めましょう。

^{*}都市計画マスタープラン：市議会の議決を経て定められた「市の建設に関する基本構想（丸亀市総合計画）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（中讃広域都市計画区域マスタープラン）」に即して、地域の実情に合った都市計画に関する基本的な方針を定める計画のことです。

^{*}ストック：ある時点での資産の量の事です。

主要な施策Ⅱ-1-2 公共交通の充実

◆基本方針

多様な公共交通の連携を強化し、公共交通網の充実を支援することで、市民生活の利便性の向上に努めます。

また、環境対策や交通安全対策の一環として、公共交通の利用促進に努めます。

◆施策を進めるにあたって

公共交通利用者のニーズを的確に把握し、利便性向上と利用の促進を図る必要があります。

また、離島航路など貴重な生活の足となる路線の維持が必要です。

◆施策の展開

①地域公共交通ネットワークの構築

「地域公共交通総合連携計画」に基づき、民間事業者との連携を深めながら、持続可能な公共交通体系の構築をめざします。

また、財政負担との均衡を考慮しながら、公共交通利用者の増加と市民生活の利便性向上につながる取組を検討し、地域公共交通の活性化を図ります。

②コミュニティバスの運行

鉄道、路線バス、船などと連携の取れた路線やダイヤの最適化に取り組むことで、コミュニティバスの効率的な運行と利用環境の向上を図り、市民生活に身近で不可欠な交通手段としてコミュニティバスの利用を促進します。

③離島航路の維持

島しょ部の人口減少など利用者の減少傾向に歯止めがかからず、運行事業者の経営も厳しさを増すなか、離島の振興と島民の日常生活の足を守るため、離島航路存続のための取組を継続します。

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「鉄道、バスなど公共交通の整備」に対する市民満足度	41.4%	↑ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
「離島航路や島内交通の整備などに関する取組」に対する市民満足度	53.5%	↑ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
コミュニティバスの乗車人数	200,957人	207,000人	1年間にコミュニティバスに乗車する人数

◆市民と共にまちづくり

- バスや鉄道などの公共交通機関を積極的に利用しましょう。



主要な施策Ⅱ-1-3 道路環境の整備

◆基本方針

広域的な幹線道路の整備を進め、地域間の移動時間や距離を短縮することで、地域での暮らしや経済活動の活性化に努めます。

また、市内各地を結ぶ基幹道路網の計画的な整備や日常生活の安全性確保と利便性の向上のための生活道路の整備を進めます。

◆施策を進めるにあたって

今後の交通需要を見極めながら、混雑箇所の解消など快適な道路整備を進める必要があります。

また、交通安全のために、自転車や歩行者など交通弱者の視点に立った道路環境の整備が求められています。

◆施策の展開

①幹線道路の整備

「中津土器線（さめき浜街道）」や「市道西土器南北線」などの重要路線を優先的に整備していくほか、国・県道の未改良区間の早期整備、交差点や歩道の整備を要請し、広域的な交通の利便性を確保します。

重点推進プロジェクト

- 〈重点課題1-③〉西土器南北線（労災病院西側隣接市道）の整備
- 〈重点課題3-①〉中津土器線（さめき浜街道）の4車線化

②生活道路の整備

交通量などを勘案したうえで、生活道路の整備を計画的に進めることで、国・県道と効果的に結ばれた市内道路網を整備するとともに、地域や住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

③安全・快適な道路空間の形成

環境や景観に配慮しつつ、歩行者、交通弱者などの視点も合わせて、危険箇所の改善など道路空間の安全性と快適性の確保に取り組みます。

また、災害など緊急時にも通行できるよう、安全性の高い道づくりを進めます。

重点推進プロジェクト

- 〈重点課題1-④〉道路の安全性の確保

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「市内をつなぐ一般道路の整備」に対する市民満足度	65.7%	▲ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
「高速道路や国道、県道など幹線道路の整備」に対する市民満足度	76.2%	▲ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
市道の整備延長	48.4km	53.5km	幅員2m以上の歩道を設置している市道の延長
さめき浜街道の整備区間の通過にかかる所要時間	6分	5分	宇多津駅北交差点からパワーシティ丸亀交差点まで約3kmの区間、休日17時台の下り車線を想定した数値

◆市民と共にまちづくり

- 清掃活動や緑化などの道路環境美化活動に参加しましょう。
- 道路の整備や維持管理に協力しましょう。

主要な施策Ⅱ-1-4 水道水の安定供給

◆基本方針

安全な水を安定的に供給するため、施設や設備の整備を行い、災害時の応急給水にも対応できる施設と体制の確保に努めます。

◆施策を進めるにあたって

常に安定給水できるように、効率的な水運用や水源確保に努めるとともに、施設の耐震化や災害時に対応可能な体制を整備する必要があります。

また、水道水の安全性の確保や濁水対策に取り組む必要があります。

◆施策の展開

①計画的な水道施設の整備

改修計画に沿って、耐震管による老朽管の更新や基幹管路などの整備を図るとともに、浄水関連施設の耐震化や電気・機械設備の更新を進めます。

重点推進プロジェクト

〈重点課題1-①〉 上水道施設の耐震化

②災害対策の強化

災害に強い施設整備を進め、災害時における応急復旧体制の確立を図るとともに、緊急時に必要な水道水を確保し、応急給水体制を構築します。

③水道水の水質管理

安全で良質な水道水を供給するため、年間を通じて計画的に水質検査を実施し、その結果を公表するとともに、急な水質変化にも適切な対応策が取れるよう、管理体制の強化を図ります。

④安定的な水源確保

安全で安定的な水源を確保するため、既存水源の取水能力向上の調査研究を継続し、事業化するとともに、市民の節水意識の高揚に努めます。

⑤水道事業の経営健全化

経営の効率化や計画的な大規模改修工事の実施など「中期経営健全化計画」に基づく事業の推進により、水道事業の経営健全化に努めます。

成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「水道水の安定供給に関する取組」に対する市民満足度	79.3%	↑ (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
老朽管の更新延長	9,040m	12,010m	更新を終えた老朽管の延長
基幹管路などの整備延長	11,140m	15,740m	整備を終えた基幹管路などの延長
浄水関連施設の耐震化箇所数	30箇所	62箇所	耐震化を終えた施設数

◆市民と共にまちづくり

- 水は限りのある資源であることを認識し、節水や水資源の保全に努めましょう。



主要な施策Ⅱ-1-5 生活排水処理施設の整備

◆基本方針

快適な住環境を創出するため、生活排水処理施設の整備を進めるとともに、水洗化率の向上に努めます。

◆施策を進めるにあたって

下水道の供用開始区域について、水洗化の促進を図ることで、事業の経営安定化を進めていく必要があります。

災害時の機能確保のため、生活排水処理施設の整備に取り組む必要があります。

◆施策の展開

①公共下水道の整備

公共下水道事業を計画的に推進し、すでに供用を開始している区域については、老朽化した管きょ施設の改築や長寿命化対策など施設の適正管理に努めます。

②水洗化の促進

供用開始区域内において、促進強化月間を設けるなど水洗化促進に努めるとともに、新しく供用開始された区域内においては、戸別訪問などによる水洗化の指導を行います。

③合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道の事業計画区域に含まれていない地域などにおいて、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正管理の指導に努めます。

④下水道事業の健全運営

水洗化率の向上をはじめ、施設の管理体制の充実や経費の節減を図るとともに、下水道使用料などの適正化を検討し、下水道事業の健全運営に努めます。

⑤浸水防止対策の推進

浸水防止対策が必要な場所において、調査などを行い、雨水幹線水路を活用した対処方法を検証し、対策を図ります。

⑥下水道施設の耐震化・長寿命化の推進

浄化センターやポンプ場施設の耐震診断を行い、耐震実施計画を策定し、順次、耐震工事を実施します。


特に、塩害による腐食劣化が著しい浄化センターについては、津波対策も考慮した再構築基本計画を策定し、機能確保を図ります。

また、浄化センターやポンプ場の電気・機械設備について、健全度に関する調査を行い、長寿命化計画を策定し、設備の予防保全と延命化を図ります。

重点推進プロジェクト

〈重点課題1-①〉下水道施設の耐震化

◆成果指標

達成度を測るための指標	基準値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「生活排水・産業排水などの処理に関する取組」に対する市民満足度	61.7%	 (平成27年度)	総合計画策定にかかる市民アンケートの結果による
下水道（公共下水道・農業集落排水）普及率	45.8%	47.3%	市内で下水道の使用が可能な環境にある人口割合
水洗化率 ①公共下水道 ②農業集落排水	①94.5% ②79.9%	①95.0% ②82.0%	整備済区域内で下水道・農業集落排水に接続している人口割合
公共下水管の整備延長	331.5km	344km	整備された公共下水管の延長
合併処理浄化槽の設置補助基数	5,046基	7,200基	補助開始時からの補助を受けて設置した合併処理浄化槽の累計設置基数

◆市民と共にまちづくり

- 下水道への接続に努め、異物を流さないなど、正しく利用しましょう。
- 浄化槽の適切な維持管理を行いましょう。